

平成二十五年農林水産省令第四十四号

動物用医薬品及び医薬品の使用に関する省令

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項及び第二項ただし書（同法第八十三条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第八十三条の五第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において「動物用医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。

2 この省令において「医薬品」とは、法第二条第一項に規定する医薬品（動物用医薬品を除く。）をいう。

3 この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。

第二条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

（動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準）

一 別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品は、それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の動物用医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「動物用医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。

二 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量（当該動物用医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該動物用医薬品を加えて使用する場合にあつては、当該飼料が含む当該成分の量を控除した量）により使用しなければならないこと。

三 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間は、使用してはならないこと。

四 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

第三条 獣医師は、別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

（獣医師による動物用医薬品の使用に係る指示）

2 獣医師は、前項の出荷禁止指示書による指示に代えて、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者（以下この条において単に「所有者又は管理者」という。）の承諾を得て、当該出荷禁止指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷禁止指示書による指示をしたものとみなす。

3 獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合はこの限りでない。

（動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載）

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿（その作成に代えて電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）に記載するよう努めなければならない。

一 当該動物用医薬品の名称

二 当該動物用医薬品の用法及び用量

三 当該動物用医薬品を使用した年月日

四 当該動物用医薬品を使用した場所

五 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴

六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日

七 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

第五条 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該動物用医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式第二号の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、これらの表の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

2 獣医師は、前項の出荷制限期間指示書による指示に代えて、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者（以下この条において単に「所有者又は管理者」という。）の承諾を得て、当該出荷制限期間指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷制限期間指示書による指示をしたものとみなす。

3 獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（医薬品の使用者が遵守すべき基準）

第六条 法第八十三条の五第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

一 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。

二 別表第四の医薬品の欄に掲げる動物（以下「医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

（動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載）

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿（その作成に代えて電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）に記載するよう努めなければならない。

一 当該動物用医薬品の名称

二 当該動物用医薬品の用法及び用量

三 当該動物用医薬品を使用した年月日

四 当該動物用医薬品を使用した場所

五 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴

六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日

七 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

第五条 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該動物用医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式第二号の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、これらの表の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示してなければならない。

2 獣医師は、前項の出荷制限期間指示書による指示に代えて、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者（以下この条において単に「所有者又は管理者」という。）の承諾を得て、当該出荷制限期間指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷制限期間指示書による指示をしたものとみなす。

3 獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（医薬品の使用者が遵守すべき基準）

第六条 法第八十三条の五第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

一 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。

二 別表第四の医薬品の欄に掲げる動物（以下「医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

（動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載）

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿（その作成に代えて電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）に記載するよう努めなければならない。

一 当該動物用医薬品の名称

二 当該動物用医薬品の用法及び用量

三 当該動物用医薬品を使用した年月日

四 当該動物用医薬品を使用した場所

五 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴

六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日

七 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

(獣医師による医薬品の使用に係る指示)
第七条 獣医師は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用する場合は、その診療に係る医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

2 獣医師は、前項の出荷禁止指示書による指示に代えて、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者(以下この条において単に「所有者又は管理者」という。)の承諾を得て、当該出荷禁止指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷禁止指示書による指示をしたものとみなす。

3 獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの
 二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第八条 医薬品の使用者は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該医薬品の名称
- 二 当該医薬品の用法及び用量
- 三 当該医薬品を使用した年月日
- 四 当該医薬品を使用した場所
- 五 当該医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 当該医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

別表第1(第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前1日間
アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	体重1kg当たり1.5mg以下の量を1日2回以下飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前1日間
硫酸アブラマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超え、ものを除く)	飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸アブラマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超え、ものを除く)	1日量として体重1kg当たり1.2.5mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

アミトラズを有効成分とする懸垂剤	蜜蜂(採蜜しているものを除く。)	蜜蜂の巣板4枚当たり0.5g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	1
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり15mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前35日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり15mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
アルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり40mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
安息香酸ピコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり50g(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
安息香酸ピコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前27日間
安息香酸ピコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり2.5mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間

アンピシリンを有効成分とする飼料添加剤	牛(生後6月を超えるものを除く)	豚	鶏	豚	牛(生後6月を超えるものを除く)	鶏	豚	牛(生後6月を超えるものを除く)
1日量として体重1kg当たり24mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり24mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり40mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり24mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり24mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり24mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり24mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり24mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり24mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。
食用に供するためにと殺する前5日間								

アンピシリンナトリウムを有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く)	豚	牛	牛	牛	豚	馬	豚	豚	牛	牛	イソプロチオランを有効成分とする強制経口投与剤	イソプロチオランを有効成分とする強制経口投与剤	イベルメクチンを有効成分とする飼料添加剤	イベルメクチンを有効成分とする強制経口投与剤	イベルメクチンを有効成分とする注射剤	イベルメクチンを有効成分とする注射剤	イベルメクチンを有効成分とする外皮塗布剤
1日量として体重1kg当たり8mg(力価)以下の量を静脈内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を皮下に注射すること。	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を子宮内に投与すること。	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり100mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり200mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり200mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり500mg(力価)以下の量を背に塗布すること。	1日量として体重1kg当たり300mg(力価)以下の量を皮下に注射すること。	1日量として体重1kg当たり200mg(力価)以下の量を皮下に注射すること。						
食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前72時間	食用に供するためにと殺する前40日間	食用に供するためにと殺する前72時間	食用に供するためにと殺する前5日間又は食用に供するために搾乳する前12時間	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前24時間	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前24時間	食用に供するためにと殺する前7日間	食用に供するためにと殺する前21日間	食用に供するためにと殺する前40日間	食用に供するためにと殺する前37日間	食用に供するためにと殺する前35日間							

アンピシリンを有効成分とする注射剤(懸濁油性剤を除く)

エチプロストントロ メタミンを有効成分 とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり5.0mg 以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために と殺する前4日間
エトキサゾールを有 効成分とする外皮塗 布剤	豚	1日量として1頭当たり1.7mg 以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり1m g以下の量を頸部から尾根部に塗布 すること。	食用に供するために と殺する前3日間
エトキサゾールを有 効成分とする畜舎噴 霧剤	鶏	1日量としてケージの底面積1m ² 当たり94.5mg以下の量を鶏舎 内に噴霧すること。	食用に供するために と殺する前5日間
エプリノメクチンを 有効成分とする外皮 塗布剤	牛	1日量として体重1kg当たり50 0mg以下の量を背に塗布するこ と。	食用に供するために と殺する前20日間
エリスロマイシンを 有効成分とする飼料 添加剤	牛 豚	1日量として体重1kg当たり50 mg(力価)以下の量を飼料に混じ て経口投与すること。 飲水1l当たり122mg(力価) 以下の量を溶かして経口投与するこ と。	食用に供するために と殺する前5日間
エリスロマイシンを 有効成分とする注射 剤	牛(生後6 月を超える ものを除く) 馬(生後1 2月を超える ものを除く) 豚	1日量として体重1kg当たり4m g(力価)以下の量を筋肉内に注射 すること。 1日量として体重1kg当たり4m g(力価)以下の量を筋肉内に注射 すること。 1日量として体重1kg当たり20 mg(力価)以下の量を筋肉内に注 射すること。	食用に供するために と殺する前42日間 食用に供するために と殺する前42日間 食用に供するために と殺する前15日間
エリスロマイシンを 有効成分とする乳房 注入剤	鶏(産卵鶏 を除く) 牛(泌乳し ているもの に限る)	1日量として体重1kg当たり20 mg(力価)以下の量を筋肉内に注 射すること。 1日量として体重1kg当たり20 mg(力価)以下の量を筋肉内に注 射すること。 1日量として搾乳後に1分房1回当 たり300mg(力価)以下の量を 注入すること。	食用に供するために と殺する前12日間 食用に供するために と殺する前5日間 食用に供するために と殺する前72 時間
エンフロロキサシン を有効成分とする飲 水添加剤	鶏(産卵鶏 を除く)	飲水1l当たり50mg以下の量を 溶かして経口投与すること。	食用に供するために と殺する前4日間
エンフロロキサシン を有効成分とする強 制経口投与剤	牛(生後3 月を超える こと)	1日量として体重1kg当たり5m g以下の量を強制的に経口投与する こと。	食用に供するために と殺する前12日間

エンフロロキサシン を有効成分とする注 射剤(次項に掲げる ものを除く)	牛	1日量として体重1kg当たり5m g以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するために と殺する前8日間又 は食用に供するた めに搾乳する前60 時間
エンフロロキサシン を有効成分とする注 射剤であってアルギ ニン含有するもの (これと有効成分、分 量、用法、用量、効 能、効果等が同一性 を有すると認められ るものを含む)	豚	1日量として体重1kg当たり7.5 mg以下の量を皮下に注射するこ と。 1日量として体重1kg当たり7.5 mg以下の量を皮下に注射するこ と。	食用に供するために と殺する前14日間 食用に供するために と殺する前14日間
オキシクロザニドを 有効成分とする強制 経口投与剤	牛	1日量として体重1kg当たり10 mg以下の量又は1頭当たり3.4 g以下の量を強制的に経口投与する こと。	食用に供するために と殺する前14日間 又は食用に供するた めに搾乳する前96 時間
オキシテトラサイク リンを有効成分とす る飼料添加剤	牛(生後6 月を超える ものを除く) 豚	飼料1t当たり400g(力価)以 下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g(力価)以 下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g(力価)以 下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために と殺する前5日間 食用に供するために と殺する前5日間 食用に供するために と殺する前5日間
アルキルトリメチル アンモニウムカルシ ウムオキシテトラサ イクリンを有効成分 とする飼料添加剤 (別表第2に掲げるも のを除く)	牛(生後6 月を超える ものを除く) 豚	飼料1t当たり400g(力価)以 下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g(力価)以 下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g(力価)以 下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために と殺する前5日間 食用に供するために と殺する前5日間 食用に供するために と殺する前5日間

<p>塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）</p>	<p>牛（生後6月を超えるものを除く。） 豚 鶏（産卵鶏を除く。） すずき目魚類</p>	<p>飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためには殺する前5日間と殺する前5日間</p>
<p>（の） にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。） うなぎ目魚類（うなぎにあつては、体重10g以下のもの及び食用に供するために水揚げする前30日間は飼育水の交換率が40%以上の条件におかれる体重100g</p>	<p>にしん目魚類（海水中で養殖されているもの） にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。） うなぎ目魚類（うなぎにあつては、体重10g以下のもの及び食用に供するために水揚げする前30日間は飼育水の交換率が40%以上の条件におかれる体重100g</p>	<p>1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためには水揚げする前20日間 食用に供するためには水揚げする前40日間 食用に供するためには殺する前5日間</p>

<p>オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤であつて2-ピロリドンを含有する</p>	<p>豚 牛</p>	<p>1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。</p>	<p>食用に供するためには殺する前62日間</p>
<p>オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>豚 鶏</p>	<p>1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。</p>	<p>食用に供するためには殺する前17日間 食用に供するためには殺する前13日間 又は食用に供する卵の産卵前15日間</p>
<p>塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする強制経口投与剤</p>	<p>牛（生後6月を超えるものを除く。） 豚（生後4月を超えるものを除く。）</p>	<p>1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためには殺する前5日間 食用に供するためには殺する前5日間</p>
<p>塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）</p>	<p>牛（搾乳牛を除く。） 豚 鶏（産卵鶏を除く。）</p>	<p>1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり11mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり500mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためには殺する前7日間 食用に供するためには殺する前7日間 食用に供するためには殺する前7日間 食用に供するためには殺する前7日間</p>
<p>（の） かいらい目魚類 ふぐ目魚類 くるまえば</p>	<p>牛（搾乳牛を除く。） 豚 鶏（産卵鶏を除く。）</p>	<p>1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためには水揚げする前40日間 食用に供するためには水揚げする前40日間 食用に供するためには水揚げする前25日間</p>

もの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）	塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする乳房注入剤	オキシリン酸を有効成分とする飼料添加剤（懸濁水性剤を除く。）	牛（生後50日を超えものを除く。） 豚	鶏（産卵鶏を除く） すずき目魚類	にしん目魚類（海水中で養殖されているもの） 。ただし、あゆを除く	うなぎ目魚類（うなぎにあつては、食用に供するために水揚げする前25日間は飼育水の交換率が1日平均50%以上の	射すること。ただし、体重が10kg以下の子豚にあつては、1日量として1頭当たり200mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	搾乳後に1分房1回当たり450mg（力価）以下の量を1日2回以下に注入すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前14時間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間
条件におけるもの（こい目魚類）	あゆ	すずき目魚類	鶏（産卵鶏を除く。）	うなぎ	あゆ	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり450mg（力価）以下の量を1日2回以下に注入すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前14時間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前5日間
オキシリン酸を有効成分とする飼料添加剤（懸濁水性剤）	オキシリン酸を有効成分とする飼料添加剤	オキシリン酸を有効成分とする飼料添加剤（懸濁水性剤）	オキシリン酸を有効成分とする強制経口投与剤	オキシリン酸を有効成分とする薬浴剤	オキシリン酸を有効成分とする強制経口投与剤	オキシリン酸を有効成分とする強制経口投与剤	オキシリン酸を有効成分とする強制経口投与剤	オキシリン酸を有効成分とする強制経口投与剤	オキシリン酸を有効成分とする強制経口投与剤	あゆ	すずき目魚類	鶏（産卵鶏を除く。）	豚（生後1月を超えものを除く）	うなぎ	あゆ	鶏（産卵鶏を除く。）	馬	豚	牛
1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	水1t当たり5g以下の量を溶かして薬浴すること。	水1t当たり10g以下の量を溶かして薬浴すること。	飲水1l当たり100mg以下の量又は1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり4mg以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前28日間	食用に供するために殺する前14日間	食用に供するために殺する前14日間	食用に供するために殺する前5日間	食用に供するために殺する前25日間	食用に供するために殺する前14日間	食用に供するために殺する前7日間	食用に供するために殺する前7日間	食用に供するために殺する前7日間	食用に供するために殺する前2日間又は食用に供するために搾乳する前72時間

硫酸カナマイシンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するため、と殺する前14日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するため、と殺する前30日間
豚	豚	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するため、と殺する前30日間
鶏	鶏	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するため、と殺する前14日間
豚(生後2月を超え、ものを除く)	豚(生後2月を超え、ものを除く)	1日量として1頭当たり160mg(力価)以下の量を鼻腔内に投与すること。	食用に供するため、と殺する前3日間
ガミシロマイシンを有効成分とする注射剤	牛(生後13月を超え、雌の乳牛(食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く)を除く)	1日量として体重1kg当たり6mg(力価)以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するため、と殺する前49日間
豚	豚	1日量として体重1kg当たり6mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するため、と殺する前13日間
牛(搾乳牛を除く)	牛(搾乳牛を除く)	1日量として1頭当たり3g以下の量を畜体に直接散布すること。	食用に供するため、と殺する前7日間
鶏	鶏	1日量として1羽当たり0.12g以下の量を畜体に直接散布すること。	食用に供するため、と殺する前7日間
カルバリルを有効成分とする外皮噴霧剤	牛(搾乳牛を除く)	0.5%以下の水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するため、と殺する前7日間
鶏	鶏	0.5%以下の水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するため、と殺する前7日間
カルベトシンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として1頭当たり0.2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するため、と殺する前3日間
キシラジンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり0.3mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するため、と殺する前2日間
グリカルピラミドを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く)	鶏(産卵鶏を除く)	飼料1t当たり60g以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するため、と殺する前5日間
塩酸クレンブテロールを有効成分とする強制経口投与剤	馬	体重1kg当たり0.8g以下の量を1日2回以下強制的に経口投与すること。	食用に供するため、と殺する前28日間
塩酸クレンブテロールを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.3mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するため、と殺する前9日間
クロプロステノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するため、と殺する前7日間
豚	豚	1日量として1頭当たり0.175mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するため、と殺する前7日間
牛	牛	1日量として1頭当たり0.15mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するため、と殺する前3日間
豚	豚	1日量として1頭当たり0.075mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するため、と殺する前1日間
牛	牛	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飼料に混合して経口投与すること。	食用に供するため、と殺する前10日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く)	豚	飼料1t当たり440g(力価)以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するため、と殺する前15日間
鶏(産卵鶏を除く)	鶏(産卵鶏を除く)	飼料1t当たり440g(力価)以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するため、と殺する前7日間
牛(搾乳牛を除く)	牛(搾乳牛を除く)	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するため、と殺する前10日間
豚	豚	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するため、と殺する前15日間

臭化プリフィニウムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり0.2mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
塩酸ジフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
シロマジンを有効成分とする飼料添加剤	鶏	飼料1t当たり5g以下の量を混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
硫酸ストレプトマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
スピノサドを有効成分とする畜舎噴霧剤	豚	1日量としてケージの底面積1m ² 当たり2g以下の量を鶏舎内に噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
エンボン酸スピラマイシンを有効成分とする飼料添加剤	類	1日量として体重1kg当たり40mg(力価)以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
塩酸スペクチノマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
塩酸スペクチノマイシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く)	飲水1l当たり500mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前1日間
スルファジメトキシム又はそのナトリウム塩を有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く)	豚	飼料1t当たり2,000g以下の量を混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
スルファジメトキシム又はそのナトリウム塩を有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く)	飲水1l当たり500mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
スルファジメトキシム又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く)	牛	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前120時間
スルファモイルダブソンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
スルファモイルダブソンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
スルファモノメトキシム又はそのナトリウム塩を有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く)	馬	1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	牛(搾乳牛を除く)	1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	豚	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	馬	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	豚	飼料1t当たり2,000g以下の量を混ぜ、又は1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	鶏(産卵鶏を除く)	飼料1t当たり1,000g以下の量を混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	類	1日量として体重1kg当たり200mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
	にしん目魚	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	にしん目魚類(海水中で養殖されているもの)	1日量として体重1kg当たり150mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	にしん目魚類(淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く)	1日量として体重1kg当たり200mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	うなぎ目魚類(うなぎにあつては、体重100g以下のもの及び食用に供するために水揚		

スルファモノメトキシンを有効成分とする注射剤	スルファモノメトキシンを有効成分とする注射剤	スルファモノメトキシンを有効成分とする注射剤	スルファモノメトキシンを有効成分とする注射剤	スルファモノメトキシンを有効成分とする注射剤	スルファモノメトキシンを有効成分とする注射剤
馬	馬	馬	馬	馬	馬
豚	豚	豚	豚	豚	豚
1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。
食用に供するためには殺する前14日間と殺する前14日間	食用に供するためには殺する前14日間と殺する前14日間	食用に供するためには殺する前14日間と殺する前14日間	食用に供するためには殺する前14日間と殺する前14日間	食用に供するためには殺する前14日間と殺する前14日間	食用に供するためには殺する前14日間と殺する前14日間

スルフィンゾールナトリウムを有効成分とする飼料添加剤	セファゾリンを有効成分とする注射剤	セファロニウムを有効成分とする注射剤	硫酸セフキノムを有効成分とする注射剤	セファロニウムを有効成分とする注射剤	セファロニウムを有効成分とする注射剤
豚	豚	豚	豚	豚	豚
1日量として体重1kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。
食用に供するためには殺する前10日間	食用に供するためには殺する前3日間又は殺する前60時間	食用に供するためには殺する前3日間又は殺する前60時間	食用に供するためには殺する前3日間又は殺する前36時間	食用に供するためには殺する前3日間又は殺する前36時間	食用に供するためには殺する前3日間又は殺する前36時間

セフチオフルを有効成分とする注射剤	セフチオフルナトリウムを有効成分とする注射剤	セフチオフルナトリウムを有効成分とする注射剤	セフロキシムナトリウムを有効成分とする乳房注入剤	リン酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	酒石酸タイロシンを有効成分とする飲水添加剤	タイロシンを有効成分とする注射剤
牛	豚	牛	豚	豚	牛	牛
1日量として体重6 m g（力価）以下の量を耳根部皮下に注射すること。	1日量として体重1 k g当たり5 m g（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1 k g当たり2 m g（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	牛（泌乳しているものに限る。） 搾乳後に1分房1回当たり250 m g（力価）以下の量を1日2回以下注入すること。	豚 飼料1 t当たり110 g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1 t当たり550 g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	牛（生後3月を超えるものを除く。） 豚（生後1月を超えるものを除く。） 鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1 k g当たり10 m g（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。
食用に供するためにと殺する前14日間	食用に供するためにと殺する前14日間	食用に供するためにと殺する前3日間	食用に供するためにと殺する前2日間又は食用に供するため搾乳する前72時間	食用に供するためにと殺する前3日間 食用に供するためにと殺する前3日間 食用に供するためにと殺する前14日間	食用に供するためにと殺する前3日間 食用に供するためにと殺する前3日間 食用に供するためにと殺する前14日間	食用に供するためにと殺する前28日間又は食用に供するた
メシル酸ダノフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	メシル酸ダノフロキサシンを有効成分とする注射剤	メシル酸チアムリンを有効成分とする飼料添加剤	フマル酸チアムリンを有効成分とする飼料添加剤	フマル酸チアムリンを有効成分とする飲水添加剤	チアムリンを有効成分とする飼料添加剤	チアンフェニコールを有効成分とする注射剤
豚	牛	豚	豚	豚	豚	牛（搾乳牛を除く。）
1日量として体重1 k g当たり10 m g（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1 k g当たり5 m g以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	1日量として体重1 k g当たり2.5 m g以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1 k g当たり2.5 m g以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1 k g当たり60 m g（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	飼料1 t当たり200 g以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1 t当たり500 g以下の量を混じて経口投与すること。	1日量として体重1 k g当たり30 m g以下の量を筋肉内に注射すること。
食用に供するためにと殺する前5日間	食用に供するためにと殺する前5日間	食用に供するためにと殺する前25日間	食用に供するためにと殺する前7日間	食用に供するためにと殺する前5日間	食用に供するためにと殺する前21日間 食用に供するためにと殺する前15日間	食用に供するためにと殺する前21日間
豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚
1日量として体重1 k g当たり10 m g（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1 k g当たり5 m g以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	1日量として体重1 k g当たり2.5 m g以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1 k g当たり2.5 m g以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1 k g当たり60 m g（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	飼料1 t当たり200 g以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1 t当たり500 g以下の量を混じて経口投与すること。	1日量として体重1 k g当たり30 m g以下の量を筋肉内に注射すること。
食用に供するためにと殺する前28日間	食用に供するためにと殺する前5日間	食用に供するためにと殺する前25日間	食用に供するためにと殺する前7日間	食用に供するためにと殺する前5日間	食用に供するためにと殺する前21日間 食用に供するためにと殺する前15日間	食用に供するためにと殺する前21日間
豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚
1日量として体重1 k g当たり10 m g（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1 k g当たり5 m g以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	1日量として体重1 k g当たり2.5 m g以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1 k g当たり2.5 m g以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1 k g当たり60 m g（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	飼料1 t当たり200 g以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1 t当たり500 g以下の量を混じて経口投与すること。	1日量として体重1 k g当たり30 m g以下の量を筋肉内に注射すること。
食用に供するためにと殺する前28日間	食用に供するためにと殺する前5日間	食用に供するためにと殺する前25日間	食用に供するためにと殺する前7日間	食用に供するためにと殺する前5日間	食用に供するためにと殺する前21日間 食用に供するためにと殺する前15日間	食用に供するためにと殺する前21日間
豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚

チモールを有効成分とする蒸散剤	チルジピロシンを有効成分とする注射剤	リン酸チルミコシンを有効成分とする飼料添加剤	チルミコシンを有効成分とする注射剤	ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）	デコキネートを有効成分とする飼料添加剤	テルデカマイシンを有効成分とする飼料添加剤	塩酸ドキシサイクリンを有効成分とする飼料添加剤
蜜蜂	豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚
蜜蜂の巣板8枚当たり15g以下の量を巣箱内に設置すること。	1日量として体重1kg当たり4mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり25mg（力価）以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を皮下に注射すること。	1日量として体重1kg当たり2.5mg（力価）以下の量を皮下に注射すること。	1日量として体重1kg当たり2.5mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり100g（力価）以下の量を混ぜて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり200g（力価）以下の量を混ぜて経口投与すること。
—	食用に供するためにと殺する前13日間	食用に供するためにと殺する前47日間	食用に供するためにと殺する前76日間	食用に供するためにと殺する前53日間	食用に供するためにと殺する前3日間	食用に供するためにと殺する前2日間	食用に供するためにと殺する前10日間

ナナフロシンを有効成分とする外皮塗布剤	ナイカルバジンを有効成分とする飼料添加剤	塩酸ドキシサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	トビシリンを有効成分とする飼料添加剤	トリクラベンダゾールを有効成分とする強制経口投与剤	トリクロルホンを有効成分とする強制経口投与剤	トリクロルホンを有効成分とする強制経口投与剤	トリプロムサランを有効成分とする強制経口投与剤	トルトラズリルを有効成分とする強制経口投与剤	ナナフロシンを有効成分とする外皮塗布剤
牛	豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚	豚	牛
1日量として100平方cm当たり0.1mg（力価）以下の量を外皮に塗布すること。	飼料1t当たり200g以下の量を混ぜて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり24mg（力価）以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり100mg（力価）以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり12mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり80mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として1頭当たり50mg以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として100平方cm当たり0.1mg（力価）以下の量を外皮に塗布すること。
—	食用に供するためにと殺する前16日間	食用に供するためにと殺する前10日間	食用に供するためにと殺する前4日間	食用に供するためにと殺する前28日間	食用に供するためにと殺する前7日間	食用に供するためにと殺する前7日間	食用に供するためにと殺する前6日間	食用に供するためにと殺する前59日間	食用に供するためにと殺する前16日間

ナフシリンナトリウムモノハイドレート を有効成分とする乳 房注入剤	牛（泌乳し ているもの に限る。）	1日量として搾乳後に1分房1回当 たり250mg（力価）以下の量を 注入すること。	食用に供するため に殺する前14日間 又は食用に供するた めに搾乳する前13 2時間
ナリジクス酸を有効 成分とする強制経口 投与剤	牛（泌乳し ているもの を除く。）	1日量として乾乳初期に1分房1 回当たり500mg（力価）以下の 量を注入すること。	食用に供するため に殺する前30日間
ニトロキシニルを有 効成分とする注射剤	牛（生後1 8月を超え るものを除 く。）	1日量として体重1kg当たり5m g以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するため に殺する前110 日間
ノルフロキサシンを 有効成分とする飼料 添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10 mg以下の量を飼料に混じて経口投 与すること。	食用に供するため に殺する前7日間
ノルフロキサシンを 有効成分とする飲水 添加剤	鶏（産卵鶏 を除く。）	1日量として体重1kg当たり20 mg以下の量を飲水に溶かして経口 投与すること。	食用に供するため に殺する前7日間
塩酸バルネムリンを 有効成分とする飼料 添加剤	豚	飼料1t当たり200g（力価）以 下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するため に殺する前2日間
ピコザマイシンを有 効成分とする飼料添 加剤	牛（生後3 月を超える ものを除く 。）	1日量として体重1kg当たり20 mg（力価）以下の量を飼料に混じ て経口投与すること。	食用に供するため に殺する前3日間
ピコザマイシンを有 効成分とする飲水添 加剤	牛（生後3 月を超える ものを除く 。）	1日量として体重1kg当たり20 mg（力価）以下の量を飲水に溶か して経口投与すること。	食用に供するため に殺する前3日間

ピコザマイシンを有 効成分とする強制経 口投与剤	牛（生後3 月を超える ものを除く 。）	1日量として体重1kg当たり20 mg（力価）以下の量を強制的に経 口投与すること。	食用に供するため に殺する前3日間
ピコザマイシンを有 効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり20 mg（力価）以下の量を筋肉内に注 射すること。	食用に供するため に殺する前5日間 又は食用に供するた めに搾乳する前60 時間
ピチオノールを有効 成分とする強制経口 投与剤	豚	1日量として体重1kg当たり20 mg（力価）以下の量を筋肉内に注 射すること。	食用に供するため に殺する前5日間
ピチオノールを有効 成分とする強制経口 投与剤	牛（搾乳牛 を除く。）	1日量として体重1kg当たり30 mg以下の量を強制的に経口投与す ること。	食用に供するため に殺する前10日間
ピルビン酸メチルを 有効成分とする薬浴 剤	馬	1日量として体重1kg当たり10 mg以下の量を強制的に経口投与す ること。	食用に供するため に殺する前15日間
ピルビン酸メチルを 有効成分とする薬浴 剤	豚	1日量として体重1kg当たり10 mg以下の量を強制的に経口投与す ること。	食用に供するため に殺する前15日間
塩酸ピルリマイシン を有効成分とする乳 房注入剤	牛（泌乳し ているもの に限る。）	水1m ³ 当たり300mL以下の量 を添加して薬浴すること。	食用に供するため に殺する前1日間
塩酸ピルリマイシン を有効成分とする乳 房注入剤	牛（泌乳し ているもの に限る。）	1日量として搾乳後に1分房1回当 たり50mg（力価）以下の量を注 入すること。	食用に供するため に殺する前20日間 又は食用に供するた めに搾乳する前60 時間
フェバンテルを有効 成分とする飼料添加 剤	すずき目魚 類 ふぐ目魚類	1日量として体重1kg当たり10 mg以下の量を飼料に混じて経口投 与すること。	食用に供するため に殺する前13 日間
フェバンテルを有効 成分とする飼料添加 剤	豚	1日量として体重1kg当たり25 mg以下の量を飼料に混じて経口投 与すること。	食用に供するため に殺する前21 日間
フェバンテルを有効 成分とする強制経口 投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり6m g以下の量を強制的に経口投与する こと。	食用に供するため に殺する前10日間
フェンベンダゾール を有効成分とする飼 料添加剤	豚	飼料1t当たり15g以下の量又は 1日量として体重1kg当たり3m g以下の量を飼料に混じて経口投与 すること。	食用に供するため に殺する前7日間
硫酸フラジオマイシ ンを有効成分とする 飼料添加剤（別表第	牛（搾乳牛 を除く。）	1日量として、体重1kg当たり2 0mg（力価）以下で、かつ、1頭 当たり1,000mg（力価）を超	食用に供するため に殺する前5日間

塩酸ロメフロキサシ ンを有効成分とする 点眼剤	馬	1日量として1眼当たり1.489 5 m g以下の量を点眼すること。	食用に供するために と殺する前4日間
<p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。 2 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。 3 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に投与する動物用医薬品をいう。 4 「薬浴剤」とは、容器内において淡水若しくは海水に添加し、又は混和して浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内、腹腔内又は関節腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。 6 「子宮・腔内投与剤」とは、子宮内若しくは腔内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。 7 「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。 8 「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。 9 「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する動物用医薬品をいう。 10 「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する動物用医薬品をいう。 11 「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する動物用医薬品をいう。 12 「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。 13 「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。 14 「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する動物用医薬品をいう。 15 「懸垂剤」とは、巣箱内において懸垂する方法により投与する動物用医薬品をいう。 16 「畜舎噴霧剤」とは、畜舎（鶏舎を含む。）内に噴霧する方法により使用する動物用医薬品をいう。 17 「点眼剤」とは、眼に滴下する方法により投与する動物用医薬品をいう。 18 「蒸散剤」とは、巣箱内に設置し、蒸散させる方法により投与する動物用医薬品をいう。 19 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。 20 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。 <p>別表第2（第2条、第4条及び第5条関係）</p>	<p>動物用医薬品 薬品使用 対象動物</p> <p>牛</p>	<p>用法及び用量</p> <p>1日量として体重1kg当たりアンピシリン6mg（力価）以下及びクロキサシリン6mg（力価）以下の量を静脈内に注射すること。</p>	<p>使用禁止期間</p> <p>食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するためには搾乳する前72時間</p>
<p>イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする配合剤（次項に掲げるものを除く。）</p> <p>イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする配合剤であってプロピレングリコールを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）</p>	<p>馬</p>	<p>1日量として体重1kg当たりイベルメクチン200mg以下及びブラジクアンテル1.0mg以下の量を強制的に経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためにと殺する前27日間</p>
<p>塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤</p>	<p>豚</p>	<p>飼料1t当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン230g（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン175g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためにと殺する前10日間</p>
<p>塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤</p>	<p>鶏（産卵鶏を除く）</p>	<p>飼料1t当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン184g（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン140g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためにと殺する前5日間</p>
<p>塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤</p>	<p>豚（生後4月を超え、ものを除く。）</p>	<p>飼料1t当たり塩酸オキシテトラサイクリン250g（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン175g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためにと殺する前10日間</p>
<p>塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤</p>	<p>牛（搾乳牛を除く）</p>	<p>1日量として体重1kg当たり塩酸オキシテトラサイクリン11mg（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン7.7mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためにと殺する前7日間</p>

スルファモノメトキシ ン及びオルメトプ リムを有効成分とす る配合剤たる飲水添 加剤	豚	豚（産卵 鶏を除く）	1日量として体重1kg当たりスルファモノメトキシン15mg以下及びオルメトプリム5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供する ためにと殺す る前7日間
スルファモノメトキシ ン及びピリメタミ ンを有効成分とする 配合剤たる強制経 口投与剤	鶏（産卵 鶏を除く）	鶏（産卵 鶏を除く）	飲水1l当たりスルファモノメトキシン25mg以下及びオルメトプリム75mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供する ためにと殺す る前5日間
スルファモノメトキシ ン及びピリメタミ ンを有効成分とする 配合剤たる飼料添加 剤	豚（生後 4月を超 えるもの を除く。）	豚（生後 4月を超 えるもの を除く。）	飼料1t当たりリン酸タイロシン100g（力価）以下及びスルファジミジン100g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する ためにと殺す る前15日間
鉄及びトルトラズリ ルを有効成分とする 配合剤たる注射剤	豚（生後 3日を超 えるもの を除く。）	豚（生後 3日を超 えるもの を除く。）	1日量として体重1kg当たり鉄100mg以下及びトルトラズリル20mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供する ためにと殺す る前56日間
フロルフエニコール 及びフルニキシメ グルミンを有効成分 とする配合剤たる注 射剤	牛（搾乳 牛を除く）	牛（搾乳 牛を除く）	1日量として体重1kg当たりフロルフエニコール40mg以下及びフルニキシメグルミン2mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供する ためにと殺す る前45日間
ベンジルペニシリン プロカイン及びベン ジルペニシリンベネ タミンを有効成分と する配合剤たる注射 剤	牛	牛	1日量として体重1kg当たりベンジルペニシリンプロカイン7,500単位以下及びベンジルペニシリンベネタミン7,500単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供する ためにと殺す る前21日間

2 1 注 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する動物用医薬品をいう。
「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。

3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。 4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する動物用医薬品をいう。 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。 6 「子宮・膈内投与剤」とは、子宮内若しくは膈内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。 7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。 8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。 9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。	動物用医薬品	動物用医薬品使用	使用禁止用途
クロラムフェニコールを有効成分とするもの	対象動物	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
クロラムフェニコールを有効成分とするもの	対象動物	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
ゲンチアナバイオレットを含有するもの	対象動物	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
メトロニダゾールを有効成分とするもの	対象動物	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別表第4（第6条から第8条まで関係）

別記様式第1号(第3条及び第7条関係) (令3農水令10・一部改正)

出荷禁止指示書	
年 月 日	
指示に係る動物の所有者又は 管理者の住所及び氏名	
獣医師の住所及び氏名	
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条及び第7条の 規定に基づき、下記の動物は食用に供するために出荷してはならないこと を指示する。	
記	
1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数	
2 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴	
3 指示年月日及び使用動物用医薬品名又は使用医薬品名	
指 示 年 月 日	使用動物用医薬品名又は使用医薬品名
年 月 日	
4 参考事項	

備 考

- 1 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がその直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品又は医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品又は医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品又は医薬品を投与すべき時期を記載すること。

別記様式第2号(第5条関係) (令3農水令10・一部改正)

出荷制限期間指示書		
年 月 日		
指示に係る動物の所有者又は 管理者の住所及び氏名		
獣医師の住所及び氏名		
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第5条の規定に基づ き、下記のとおり指示する。		
記		
1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数		
2 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴		
3 指示年月日及び出荷制限期間		
指 示 年 月 日	食用に供するために出荷してはならない期間	
年 月 日	動 物	生 産 物
	月 日 まで	月 日 (時) まで
4 参考事項		

備 考

- 1 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品を投与すべき時期を記載すること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の動物用医薬品の使用の規制に関する省令(以下「旧省令」という。)第一条に規定する医薬品(次条において「医薬品」という。)の使用に係る法第八十三条の四第一項の使用が遵守すべき基準については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前に旧省令第四条の規定に基づき行われた医薬品の使用に係る措置については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類については、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

第六条 この省令の施行後六月を経過する日までの間に、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する動物用医薬品に係る動物用医薬品等取縮規則(平成十六年農林水産省令第七号)第七十一条第七号及び第七十六条第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。

第七条 この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附則 (平成二五年一〇月二一日農林水産省令第六八号) 抄

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二九年四月二五日農林水産省令第二七号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二九年八月八日農林水産省令第五一号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二九年一月二六日農林水産省令第六八号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年四月二五日農林水産省令第三〇号) この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする点眼剤に対する動物用医薬品等取縮規則(平成十六年農林水産省令第七号)第七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附則 (平成三〇年五月一四日農林水産省令第三二号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年六月二九日農林水産省令第四二号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年八月三日農林水産省令第五二号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年一月一五日農林水産省令第七二号) この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するブレドニゾロンを有効成分とする注射剤に対する動物用医薬品等取縮規則(平成十六年農林水産省令第七号)第七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附則 (平成三〇年一月二九日農林水産省令第七四号) この省令は、平成三十年十二月二十九日から施行する。

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するメタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤及びリン酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤に対する動物用医薬品等取縮規則(平成十六年農林水産省令第七号)第七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附則 (平成三〇年一月二一日農林水産省令第八〇号) この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年八月一九日農林水産省令第二六号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年四月三日農林水産省令第三〇号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年一月五日農林水産省令第七六号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年三月二二日農林水産省令第一〇号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年四月二二日農林水産省令第二八号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年九月一六日農林水産省令第五四号) (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するキシラジンを有効成分とする注射剤に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七十七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和三年二月二十八日農林水産省令第七一号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年四月六日農林水産省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年十一月二十四日農林水産省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年二月八日農林水産省令第七二号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則 （令和五年一月六日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年二月一〇日農林水産省令第七号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するナナフロシンを有効成分とする外皮塗布剤に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七十七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によるることができる。

附 則 （令和五年九月二二日農林水産省令第四六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の前日に製造販売されたニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする薬浴剤を販売し、又は授与する場合には、動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七十七号）第百七十一条第八号に規定する事項の記載は、「使用基準の定めるところにより使用すること」と記載された書面を当該薬浴剤を購入し、又は譲り受けようとする者に対して交付することをもってこれに代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする薬浴剤に係る同号の規定の適用については、なお従前の例によるることができる。

附 則 （令和六年一月一五日農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年四月二一日農林水産省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年五月八日農林水産省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年五月三〇日農林水産省令第三一五号）

この省令は、公布の日から施行する。